

改 正 後	現 行
<p>第1～第8 （略）</p> <p>（査定計画）</p> <p>第9 地方農政局長（沖縄県にあつては<u>内閣府</u>沖縄総合事務局長、以下同じ。）は、新規発生災害の査定を実施しようとする場合には当該災害に係る都道府県知事及び財務局長と打合せの上、査定計画（様式第3）を<u>農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）</u>に提出するものとする。</p> <p>（査定）</p> <p>第10 査定は原則として実地に行うものとするが、申請額が500万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地農地事務所等において机上により査定を行うこと<u>（情報通信技術を利用して遠隔から査定を行うことを含む。）</u>ができる。この場合には写真<u>（写真に代わる動画、三次元点群測量により作成した画像を含む。）</u>、計画概要書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（査定調書の提出）</p> <p>第11 （略）</p> <p>第12～第19 （略）</p> <p>別記（1）～別記（3） （略）</p>	<p>第1～第8 （略）</p> <p>（査定計画）</p> <p>第9 地方農政局長（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、以下同じ。）は、新規発生災害の査定を実施しようとする場合には当該災害に係る都道府県知事及び財務局長と打合せの上、査定計画（様式第3）を<u>農村振興局長</u>に提出するものとする。</p> <p>（査定）</p> <p>第10 査定は原則として実地に行うものとするが、申請額が500万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地農地事務所等において机上により査定を行うことができる。この場合には写真、計画概要書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（査定額速報及び</u>査定調書の提出）</p> <p>第11 （略）</p> <p>第12～第19 （略）</p> <p>別記（1）～別記（3） （略）</p>

様式第1～様式第4 (略)

様式第1～様式第4 (略)

附 則

この通知は、令和5年3月31日から施行する。